



2022年5月13日

各位

会社名 中外鉱業株式会社
代表者名 代表取締役社長 芳賀 一利
(コード番号 1491 東証スタンダード市場)
問合せ先 IRセンター室長 桜庭 勲
(TEL. 03-3201-1541)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第130回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。

これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(予定)

以上

【別表】

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>第16条～第37条 (条文省略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>第17条～第38条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(電子提供経過措置等に関する経過措置)</u></p> <p>1 <u>第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上